

第7期小笠原村介護保険事業計画
[平成30年度～平成32年度]

平成30年3月

東京都小笠原村

はじめに

介護保険制度は、高齢化社会における家庭内、地域で生じる介護問題を解決するために、高齢者の自立支援を図り、社会全体で高齢者とその家族を支援することを目的としています。

当村においても、確実に進む高齢化の中であって、介護保険制度は高齢者を支えるシステムとして確実に定着しております。

しかしながら、地理的・財政的要件などから、他の地域に比べ、介護サービスの供給については不十分な面があります。

村内における高齢者向け生活施設としては、平成22年度から複合型施設内で有料老人ホーム（住宅型）の運営を開始いたしましたが、介護老人福祉施設や介護老人保健施設への施設入所が必要となった方は、止む無く住み慣れた島を離れざるを得ない状況にあります。将来の不安を抱える高齢者の中には、内地に移住される方もいるという現状からも、在宅での生活を充実する地域包括ケアシステムの推進は重大な要素となっています。

この計画では、介護保険の基本的な考え方を踏まえつつ、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、事業実績や地域特性を考慮し、各介護サービスの目標量を掲げ、財政的な見直しを行っています。

今後は、村民・地域・企業・関係機関・団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めるとともに、保険・医療・福祉を総合的に勘案した計画を整備し、住み慣れた島の中で安心して暮らし続けられる村の実現を目指して、地域保健福祉を総合的に推進していきます。

おわりに、介護保険事業計画の策定にあたり、小笠原村介護保険事業計画策定委員会の運営にご尽力いただきました村民の皆様方、関係機関・団体の方々に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

小笠原村長 森 下 一 男

<目次>

第1章	計画の策定について	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の基本理念	2
第3節	介護保険制度改正の概要	3
第4節	日常生活圏域の設定について	4
第5節	計画の位置づけと他計画との調整	5
第6節	計画の期間	6
第7節	計画策定の体制	6
第2章	小笠原村の高齢者の状況について	7
第1節	人口の推移と今後の見込み	7
第2節	要介護(支援)認定者数の推移と今後の見込み	8
第3節	介護サービス利用量等の実績と今後の見込み	9
第4節	地域支援事業及び高齢者保健福祉事業について	29
第3章	介護保険事業費の見込み	35
第1節	介護給付費の見込み	35
第2節	地域支援事業費の見込み	39
第3節	第7期第1号被保険者介護保険料	40
第4節	介護給付適正化計画について	45
〔参考資料〕		
(1)	小笠原村介護保険事業計画策定委員会設置要綱	47
(2)	介護保険事業計画策定委員会名簿	49

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化社会における介護問題を解決するために、要介護者の自立を目指しつつ、社会全体で支援することを目的としています。

制度の施行から18年が経過し、サービスの利用者や利用量は増加し、介護保険制度は、基礎的な社会システムとして定着し、制度導入の初期の目的に関しては一定の成果を挙げてきています。

しかし一方で、軽度の要介護者や認知症の高齢者が増加し、サービスの質に関する問題や認知症高齢者に対するケアの問題など、新たな課題が全国的に浮上してきています。特に、平成37(2025)年は第1次ベビーブーム世代が後期高齢者に到達する時期であり、高齢者人口の急増と、それに伴う要介護者の増加、認知症高齢者の増加が予想され、介護予防施策や、認知症高齢者に対応した支援が重要課題となってきます。

これらの課題への対応を図るため、平成17年の介護保険制度の改正では、介護予防を重視する仕組みへの転換をはじめ、認知症に対応した新しいサービスの導入や、地域における包括的なケア体制の整備などが求められることになり、要支援、要介護になる恐れのある高齢者に対しては、予防重視型システムへの転換が図られました。平成23年には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが進められ、平成27年には、地域包括ケアシステムの推進に向けた地域支援事業の充実と多様化が盛り込まれました。

平成37(2025)年までに大きく人口構造が変化し、さらにその先の将来を見据えていく中で、予防や介護、医療の需要はさらに増加すると考えられることから、高齢者の生活における様々な場面を適切に支えあうしくみをより発展させ、出来る限り住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく生きることが出来る社会を築くことが求められています。

本計画は、このような背景をもとに、介護保険法の基本的な理念を踏まえつつ、介護保険事業と保健福祉事業を一体的なものとし、さらに充実したものとするため、介護予防体制の整備および介護・予防給付サービスを提供する体制を図り、各サービスの事業量の見込みと第1号被保険者の保険料の算定を行い、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指し策定するものです。

第2節 計画の基本理念

(1) 基本理念

<明るく活力ある高齢社会の構築>

小笠原村では、高齢者が健康で自立した生活を維持することのできる環境づくりを進めるとともに、介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域の中で、尊厳を持って暮らせるよう、思いやりと支え合いのある仕組みづくりを進めます。

(2) 計画の基本方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本的視点に基づいて、計画を推進します。

① 高齢者の自立支援

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域での自立した生活を維持できるように、高齢者自らの介護予防への意識を高揚させるとともに、介護が必要になった場合でも、適切な医療や介護などのサービスを提供することにより、できる限り在宅での生活を可能とするための事業を進めます。

② 人権の尊重

介護を必要とする状態になっても、一人ひとりの高齢者の尊厳を確保し、その人らしい生活を送ることを可能とするための地域ケアの体制づくりを進めます。

③ 地域社会全体による支援

高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができるように、高齢者やその家族の相談を、適切なサービスにつなぐ体制づくりや、高齢者を取り巻く関係者のネットワークづくりなど、地域社会全体による支援体制を進めます。

第3節 介護保険制度改正の概要

平成 30 年の改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにし、地域包括ケアシステムの強化をするために制度改正が行われます。

(1)地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制を作り上げるため、地域支援事業の充実に取り組んでいくものです。

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

国から提供されたデータを分析の上、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標が記載されます。

② 医療・介護の連携の推進

医学管理や看取り等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設が創設されます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけます。

(2)介護保険制度の持続可能性の確保

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直します。

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

利用者負担割合が2割の方のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とする。

② 介護納付金における総報酬割の導入

各医療保険者が納付する介護納付金(40～64 歳の保険料)について、被用者保険間では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

第4節 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス提供状況、その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域のことです。

地域包括ケアシステムは、この日常生活圏域を基本的な枠組みとして展開していくものであり、今後のサービス基盤整備においては、日常生活圏域を基本としたサービス体系を整備する必要があります。

小笠原村における日常生活圏域

本計画での日常生活圏域は、小笠原村全体として「1圏域」としています。

今後のサービス基盤整備等においては、父島と母島のそれぞれのサービスに関する実情や、平成22年度に共用を開始した父島の診療所と有料老人ホームを同一施設に設置した複合型施設、平成23年度に共用を開始した母島高齢者在宅サービスセンターを踏まえ、小笠原村全体のバランスを考慮して検討していきます。

<日常生活圏域の概要>

圏域数	面積	総人口	高齢者人口	高齢化率
1	104.41 k m ²	2,641 人	399 人	15.1%

平成30年1月1日現在

第5節 計画の位置づけと他計画との調整

本計画は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

「高齢者保健福祉計画」は、地域における保健、医療、福祉の各分野にわたる施策を総合的かつ体系的に整理し、各種サービスの供給体制の確保にかかる計画と位置づけられ、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。

第7期介護保険事業計画は、平成37(2025)年を見据えた施策として重要な案件である「地域包括ケアシステムの深化・推進」を中心に策定しています。

また、本村では、医療施設と介護施設を一元的に整備し、質が高く効率的なサービス提供体制を構築すること、理学療法士等によるリハビリテーションに力を入れ、特に介護予防と要支援・要介護者の機能回復を目指すことを主眼とした「小笠原村保健・福祉・医療複合施設整備基本計画」を策定し、保健・福祉・医療複合型施設を平成22年度に整備しました。

複合型施設は、村内における医療、保健、福祉の各サービス、施設の不十分さ等の不安要因に対し、各分野が連携したサービス体系を構築することにより、村民の将来の不安を解消し、安心できる体制を作ること为目标としています。

本計画は、介護保険法が定める基本方針、高齢者保健福祉計画及び小笠原村保健・福祉・医療複合施設整備基本計画と整合性を保って策定しています。

第6節 計画の期間

第7期小笠原村介護保険事業計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年を計画期間とします。

第7期計画においては、平成37（2025）年までの中長期的な保険料の水準を推計して記載したうえで、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

第7節 計画策定の体制

この計画の策定にあたっては、保健、医療、福祉に携わる関係者及び被保険者代表、関係行政機関の職員等で構成される「第7期小笠原村介護保険事業計画策定委員会」を設置し、今後展開する施策について協議・検討を行いながら策定しました。

第2章 小笠原村の高齢者の状況について

第1節 人口の推移と今後の見込み

(1)人口の推移

過去5年間の人口の推移をみると、村の総人口は世界遺産登録後の平成24年を境に若干の増加傾向で、高齢者人口は約1.2倍の増加となっています。

(単位:人)

	平成25年	26年	27年	28年	29年
総人口	2,560	2,525	2,576	2,580	2,640
40～64歳	1007	984	973	1002	989
65歳以上	326	348	369	393	391
高齢化率	12.73%	13.78%	14.32%	15.23%	14.81%

(住民基本台帳各年10月1日現在)

(2) 将来人口の推計

平成29年までの人口の推移をもとに、平成37年までの高齢者人口等を推計しました。

小笠原村では、「ゆるやかな人口増加」を維持することを目標とし、3,000人に近づけることを目指しています。それに伴い、平成37年には高齢者も増加しますが、高齢化率は16.10%までの増加と見込んでいます。

(単位:人)

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	2,740	2,840	2,940	3,000
40～64歳	1,327	1,341	1,354	1,388
65歳以上	402	416	432	483
高齢化率	14.67%	14.65%	14.69%	16.10%

第2節 要介護(支援)認定者数の推移と今後の見込み

(1) 要介護(支援)認定者数の推移

要介護(支援)認定者数はほぼ横ばいですが、高齢者人口が微増していますので、認定率として減少しています。

(単位：人)

	25年	26年	27年	28年	29年
要支援1	15	10	5	4	7
要支援2	4	5	7	8	4
要介護1	15	18	13	14	14
要介護2	5	10	12	12	6
要介護3	9	7	5	3	8
要介護4	5	2	5	7	9
要介護5	4	3	4	6	3
合計	57	55	51	54	51

(介護保険事業状況報告各年10月1日現在)

(2) 要介護(支援)認定者数の推計

平成29年度までの数値をもとに、平成37年までの要介護(支援)認定者数を推計しました。

要介護(支援)認定者数の見込みは、国の示した推計手順に沿って、平成28～29年10月1日現在の認定者数を基本データとし、要介護度別の認定率を乗じて算出しています。

(単位：人)

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	9	10	13	14
要支援2	5	5	6	9
要介護1	12	16	20	38
要介護2	5	5	6	9
要介護3	8	12	14	21
要介護4	12	14	15	25
要介護5	3	3	4	3
合計	54	65	78	119

第3節 介護サービス利用量等の実績と今後の見込み

介護サービス利用量及び給付費の見込みについては、国の示した推計手順に沿って、過去3年間の実績値を基本データとし、算出しています。

(1) 居宅介護サービス・居宅介護予防サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、ひとり暮らし等の要介護者について、ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事、掃除などの介護や日常生活等の必要な世話をを行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問介護	給付費	2,771	3,046	5,355
	人数	9	6	12
介護予防 訪問介護	給付費	325	157	145
	人数	2	1	1
合計	給付費	3,096	3,203	5,500
	人数	11	7	13

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	給付費	5,860	6,388	6,791	7,340
	人数	16	16	17	19

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：本村内では、原則休日・夜間のサービス提供はしていません。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：平成30年4月より、介護予防訪問介護は高齢者生活支援サービス事業（保健福祉事業）での実施に移行します。

見込サービス量を目標サービス提供量とし、利用者のニーズに適切に対応できるよう事業の充実を図ります。また介護人材の確保のため資格取得の支援等も推進していきます。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅要介護者について、車などで浴槽を利用者宅に運び、入浴の援助を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問入浴介護 (介護分)	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
訪問入浴介護 (支援分)	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
合計	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
合計	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：本村では当事業を実施していません。

見込：サービス提供整備の予定等がないため、第7期期間については利用を見込んでいません。

方針：当面はデイサービス（地域密着型通所介護）内の入浴で代替します。今後の導入等については、利用者の意向等を踏まえ検討します。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の家庭を看護師等が訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問看護	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
合計	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問看護	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
合計	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0

[現状及び今後の見込みと方針]

現状：父島は、平成25年10月から給付開始、ただし、医療的訪問看護を優先せざるを得ない状況のため、給付に制限が発生します。母島では、サービス提供するには医療体制としては不十分であるため、当該事業は実施していません。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：母島の導入に関しては、看護師の配置体制等を踏まえて、第7期期間中の給付開始を調整しています。

安定的なサービス供給を目標に、在宅医療サービスの全体像の中で整備を検討していきます。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の自宅を理学療法士や作業療法士等が訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、一定期間にわたり、理学療法、作業療法等を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問 リハビリテーション	給付費	30	196	294
	回数	1	7	11
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
合計	給付費	30	196	294
	回数	1	7	11

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問 リハビリテーション	給付費	361	489	616	1,255
	回数	13	17	22	45
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
合計	給付費	361	489	616	1,255
	回数	13	17	22	45

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：理学療法士（小笠原村診療所勤務）にて実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：今後の給付量に関しては、利用者の意向等を踏まえて検討します。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の自宅を医師や歯科医師等が訪問し、介護サービス利用の注意や介護方法の指導、助言等、療養上の管理及び指導を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
居宅療養管理指導	給付費	48	107	172
	人数	1	1	1
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
合計	給付費	48	107	172
	人数	1	1	1

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	給付費	242	485	727	1,212
	人数	1	2	3	5
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
合計	給付費	242	485	727	1,212
	人数	1	2	3	5

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：現在の本村における医療体制では、サービス提供するには不十分であり、当該事業は実施していません。利用者実績は内地の事業所での利用となっています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：現体制では、ターミナルケア等の医療行為を主とする指導が限界であるため、今後、在宅医療サービスの全体像の中で整備を検討していきます。

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、食事、排泄等の介護等の世話や、機能訓練を行うものです。また、筋力向上トレーニング、口腔ケア、栄養改善指導等も必要に応じて実施します。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
通所介護	給付費	14,756	965	435
	人数	19	2	1
介護予防 通所介護	給付費	461	398	890
	人数	2	1	2
合計	給付費	15,217	1,363	1,325
	人数	21	3	3

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所介護	給付費	289	290	290	290
	人数	1	1	1	1

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：平成28年度から、平成27年度まで本村で実施していた通所介護・介護予防通所介護は地域密着型通所介護に法改正に伴う定員基準の関係で事業種類が変更されています。利用者実績は内地の事業者での利用となっています。

見込：サービス提供整備の予定等がないため、第7期期間については本村内での利用を見込んでいません。

方針：平成30年4月より、介護予防通所介護は、事業が終了となります。

実施体制、サービスメニューの拡充などを、地域密着型通所介護において、利用者の意向等を踏まえ検討していきます。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設や医療機関に通ってもらい、心身の機能維持回復や自立を助けるためにリハビリテーションを行うものです。また、筋力トレーニング、口腔ケア、栄養改善指導等も必要に応じて実施します。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
通所 リハビリテーション	給付費	460	371	343
	人数	3	2	3
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	911	858	1,035
	人数	2	2	4
合計	給付費	1,371	1,229	1,378
	人数	5	4	7

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
通所 リハビリテーション	給付費	445	632	1,077	1,895
	人数	2	3	5	9
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	1,529	1,529	2,028	2,294
	人数	4	4	5	6
合計	給付費	1,974	2,161	3,105	4,189
	人数	6	7	10	15

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：複合型施設（小笠原村診療所）内で実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：利用意向、給付量の増加について、対応でき得る体制を検討し、サービス量の確保を検討します。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期間の入所をしてもらい、入浴、食事、排泄等の身体介護や日常生活の世話、機能訓練等を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
短期入所生活介護	給付費	2,881	1,727	2,147
	日数	31	19	23
介護予防 短期入所生活介護	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0
合計	給付費	2,881	1,727	2,147
	日数	31	19	23

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
短期入所生活介護	給付費	1,758	2,072	3,141	5,301
	日数	18	21	32	54
介護予防 短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
合計	給付費	1,758	2,072	3,141	5,301
	日数	18	21	32	54

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村高齢者在宅サービスセンター内で実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：施設、実施体制ともに十分ではないため、介護者が内地に行く場合などの長期の需要に対応できない場合があります。今後の給付量等については、利用者の意向等を踏まえ検討します。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間だけ入所をしてもらい、看護や医療の管理下で、介護や機能訓練、医療等を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
短期入所療養介護	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0
合計	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
合計	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：本村では、当事業を実施していません。

見込：サービス提供整備を変更し、実施が困難と判断しています。第7期期間について村内でのサービス供給は見込んでいません。

方針：今後の導入等については、利用者の意向等を踏まえ検討していきます。

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

「特定施設」とは、有料老人ホームその他で、地域密着型特定施設ではないものをいいます。特定施設入居者生活介護は、特定施設に入居している利用者に、施設の提供するサービス、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
特定施設入居者 生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
合計	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入居者 生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
合計	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：本村では、当事業を実施していません。

見込：第7期期間については、利用を見込んでいません。

方針：今後の導入等については、利用者の意向等を踏まえ検討します。

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、自宅での日常生活をやすくし、また、機能訓練を行い日常生活の自立を助けるために、福祉用具を貸し出しするものです。対象になる福祉用具は13種類あります。ただし、要支援・要介護1では原則として一部の福祉用具を除いた5種類の貸し出しとなっています。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
福祉用具貸与	給付費	1,881	1,992	1,671
	人数	19	13	15
介護予防 福祉用具貸与	給付費	0	0	0
	件数	0	0	0
合計	給付費	1,881	1,992	1,671
	件数	19	13	15

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	給付費	2,833	3,359	4,000	5,586
	件数	21	25	29	38
介護予防 福祉用具貸与	給付費	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0
合計	給付費	2,833	3,359	4,000	5,586
	件数	21	25	29	38

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村村民課福祉係において実施しています。現状では貸与福祉用具の全てに対応することはできていません。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：対応できていない貸与福祉用具については、村外の事業者を活用するなど、居宅介護支援事業者と調整を進めていきます。

⑫ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、在宅での入浴や排泄をしやすくするための福祉用具を購入した場合に、購入費を支給するものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
特定福祉 用具購入費	給付費	47	30	215
	人数	2	1	5
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	0	110	0
	人数	0	2	0
合計	給付費	47	140	215
	人数	2	3	5

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉 用具購入費	給付費	102	102	102	102
	人数	1	1	1	1
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費	102	102	102	102
	人数	1	1	1	1
合計	給付費	204	204	204	204
	人数	2	2	2	2

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村高齢者在宅サービスセンター及び小笠原村地域包括支援センター内において相談等支援を行い保険者からの償還払い支給方式で実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：適正な給付を推進していきます。

⑬ 住宅改修

住宅改修は、要支援要介護者について、家庭での手すりの取り付け、段差の解消など、小規模な改修費用の一部を支給するものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
住宅改修 (介護給付)	給付費	264	0	190
	回数	3	0	1
住宅改修 (予防給付)	給付費	130	0	267
	回数	1	0	1
合計	給付費	394	0	457
	回数	4	0	2

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
住宅改修 (介護給付)	給付費	300	300	300	300
	回数	1	1	1	1
住宅改修 (予防給付)	給付費	300	300	300	300
	回数	1	1	1	1
合計	給付費	600	600	600	600
	回数	2	2	2	2

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村高齢者在宅サービスセンター及び小笠原村地域包括支援センター内において相談等支援を行い保険者からの償還払い支給方式で実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：適正な給付を推進していきます。

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者について要介護認定の申請の代行や、認定後に希望に応じたケアプランを作成し、適切な居宅サービスが提供されるよう事業者との連絡調整を行うなど、在宅での介護を支援するサービスです。

介護予防支援は、要支援者について認定後に希望に応じた介護予防ケアプランを作成し、適切な居宅サービスが提供されるよう事業者との連絡調整を行うサービスで、地域包括支援センターで実施されます。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
居宅介護支援 (介護給付)	給付費	4,515	5,437	4,361
	人数	28	22	23
居宅介護支援 (予防給付)	給付費	232	228	714
	人数	5	3	9
合計	給付費	4,747	5,665	5,075
	人数	33	25	32

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援 (介護給付)	給付費	5,365	5,553	5,776	8,943
	人数	31	31	31	51
介護予防支援 (予防給付)	給付費	415	415	674	1,089
	人数	5	5	8	15
合計	給付費	5,780	5,968	6,450	10,032
	人数	36	36	39	66

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村高齢者在宅サービスセンター及び小笠原村地域包括支援センター内において実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：村内で提供可能なサービスを、需要に応じて公平に提供するために、事業者、関係者の役割分担や十分な連絡調整を推進します。また、介護支援専門員についても、資格取得の助成や、知識、技術の向上を支援していきます。

(2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加等を踏まえて、高齢者が介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにするために、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスです。

サービス事業者の指定、指揮監督権限は自治体が有し、サービス基盤整備にあたっては日常生活圏域ごとの地域特性を踏まえ検討していく必要があります。また、小笠原村の高齢者が他の自治体の地域密着型サービスの利用を希望した場合、利用にあたってはその自治体の同意を得る必要があります。

地域密着型サービスの対象となるのは、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③認知症対応型通所介護、④小規模多機能型居宅介護、⑤認知症対応型協同生活介護、⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、⑦地域密着型介護老人保健施設入所者生活介護、⑧看護小規模多機能型居宅介護、⑨地域密着型通所介護の9種類です。

本村では、地域の現状や事業者の動向、サービスの特徴などを勘案した結果、現在では地域密着型通所介護のみを実施しています。

今後のサービス基盤整備にあたっては、医療・保健・福祉の各分野のサービス供給体制や、村民の利用意向等を踏まえ検討していきます。

実施のないサービスについては、サービス利用は見込まず、各サービスの内容についてのみ記載することとします。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員等が利用者の居宅を定期的に巡回または随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談や助言等に必要な日常生活上の世話をを行うほか、看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行う、居宅における療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すサービスです。

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問または通報により、居宅において介護福祉士等が入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行うサービスです。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者が、老人デイサービス事業を行う施設または老人デイサービスに通い、その施設において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況や、置かれている環境や希望に応じて、利用者の選択に基づいて、居宅や通所、短期間宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

⑤認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中でスタッフの介助や機能訓練等のサービスを受けながら共同生活するものです。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
認知症対応型 共同生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防認知症対 応型共同生活介護	給付費	—	—	—
	人数	—	—	—
合計	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型 共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防認知症対 応型共同生活介護	給付費	—	—	—	—
	人数	—	—	—	—
合計	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村では実施していません。利用希望者は村外の施設を利用することになります。第6期以前に内地にてサービス利用がありました。

見込：実績に基づくサービス利用量を見込むため、第7事業計画では見込んでいません。

方針：グループホーム等は、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるためにも、重要な検討課題です。今後の導入等については、利用者の意向等を踏まえ検討します。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設）

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者に対して、サービスの内容や担当者などを定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は、地域密着型介護老人福祉施設に入所す

る要介護者が、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うサービスです。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護および、小規模多機能型居宅介護の組み合わせによるサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人が、同じ事業者からサービスを受けられます。

⑨地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
地域密着型 通所介護	給付費	—	11,541	13,304
	人数	—	10	19

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型 通所介護	給付費	15,069	17,471	18,887	22,026
	人数	20	21	22	26

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村高齢者在宅サービスセンター内で実施しています。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：平成30年4月より、要支援者へのサービスは、いきがいデイサービス（保健福祉事業）での実施に移行します。給付量に関しては、利用者の意向等を踏まえて検討します。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行う施設です。

入所対象者は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護老人 福祉施設	給付費	9,945	9,988	16,756
	人数	4	4	6

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人 福祉施設	給付費	14,731	14,738	14,738	14,738
	人数	5	5	5	5

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村では実施していません。本村で確保している施設は八丈町の施設となります。利用希望者は、八丈町の小笠原優先枠（5床）に住所地特例として利用することになります。

見込：八丈町施設平均利用期間等を中心にサービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：村内での高齢者向け生活施設としては、平成22年度に小笠原村立有料老人ホーム「太陽の郷」が整備されました。

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。

入所対象者は、症状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護の両方を必要とする要介護者です。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護老人 保健施設	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人 保健施設	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村では実施していません。利用者の実績は内地の施設入所者になります。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：村内での高齢者向け生活施設としては、平成 22 年度に小笠原村立有料老人ホーム「太陽の郷」が整備されました。

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等必要な医療を行うことを目的とした施設です。

入院対象者は、症状が安定している長期療養患者であって、リハビリを中心とする医療ケアと介護の両方を必要とする要介護者です。

[実績]

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護療養型 医療施設	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0

[見込み]

(単位:千円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護療養型 医療施設	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0

[現状と今後の見込み及び方針]

現状：小笠原村では実施していません。利用の実績はありませんが、内地の施設入院者になります。

見込：サービス利用見込量などを勘案して、必要なサービス量を提供します。

方針：村内での高齢者向け生活施設としては、平成 22 年度に小笠原村立有料老人ホーム「太陽の郷」が整備されました。

介護療養型医療施設は、「療養病床」の設置期限が法改正（平成 29 年 6 月公布）で平成 35 年度末までとなります。医療機能を内包した施設系サービスとして「介護医療院」の創設を受け、順次転換が計画されています。当村には利用者がいない為、第 7 期では別施設への移行等を含め見込数は見込んでいません。

第4節 地域支援事業及び高齢者保健福祉事業について

本村では、主に地域包括ケアシステムを推進することを目的に、その成果を介護予防として、地域支援事業と保健福祉事業を実施します。

(1) 地域支援事業として実施する事業

地域支援事業は、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように当事者等を支援することを目的とした事業です。

事業内容としては、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）：平成29年4月施行」「包括的支援事業：平成30年4月施行」「任意事業：平成30年4月施行」の大別すると3種類の事業があります。当村において地域支援事業は、小笠原村地域包括支援センターにおいて必要なサービスを検討、調整し、実施することになります。

第7期事業計画期間内において実施する事業は次のとおりです。尚、調整中の事業については、その事業成果が中長期的に介護予防の目的となることが見込め、継続が可能と判断をし、事業実施を検討していきます。

① 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

【介護予防・生活支援サービス事業】

(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

・訪問介護（改正前の訪問介護相当）（廃止：平成30年3月31日）

平成30年3月31日で事業終了。事業終了後は、高齢者生活支援サービス事業（保健福祉事業）において対応します。

・訪問型サービスA：多様なサービス（調整中）

主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービスです。

・訪問型サービスB：多様なサービス（調整中）

有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援です。

・訪問型サービスC：多様なサービス（調整中）

保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6ヶ月の短期間で行われます。

・訪問型サービスD：多様なサービス（調整中）

介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援です。

(2) 通所型サービス

- ・通所介護（改正前の通所介護相当）（廃止：平成30年3月31日）

平成30年3月31日で事業終了。事業終了後は、いきがいデイサービス事業（保健福祉事業）において対応します。

- ・通所型サービスA（調整中）

主に雇用されている労働者により提供される、又は労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される緩和した基準によるサービスです。

- ・通所型サービスB（調整中）

有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援です。

- ・通所型サービスC（調整中）

保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6ヶ月の短期間で行われます。

(3) その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

- ・配食（調整中）

栄養改善を目的とした配食や独居高齢者への見守りを兼ねた配食等のサービスです。

- ・定期的な安否確認及び緊急時の対応「見守り」（調整中）

住民ボランティア等が行う訪問による見守りサービスです。

- ・訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（調整中）

地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等）サービスです。

(4) 介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防ケアマネジメント業務（実施）

小笠原村地域包括支援センターにて、要支援者及び事業対象者（総合事業）への「介護予防ケアマネジメント」を実施します。

【一般介護予防事業】

- ・介護予防把握事業（実施）

特定高齢者把握事業として、要介護者及び要支援者を除く65歳以上の方を対象に、保健・医療・福祉の関係部門が連携し、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（特定高齢者）の把握を行います。主に、住民健診時に認知症・閉じこもり等の早期発見を目的に「高齢者生活機能評価」を実施し、その成果を地域包括支援セ

ンターで集約し、関係機関へつなげることを目的に実施します。

- ・介護予防普及啓発事業（調整中）

介護予防活動の普及啓発を行います。

- ・地域介護予防活動支援事業（調整中）

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

- ・一般介護予防事業評価事業（調整中）

介護保険事業計画目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。

- ・地域リハビリテーション活動支援事業（調整中）

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施。

② 包括的支援事業

【地域包括支援センターの運営】

本村では、地域包括支援センターは直営で設置運営しております。

- ・介護予防ケアマネジメント業務（移行）

新しい総合介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が平成29年4月から施行されていることに伴い、総合事業での実施を行います。

- ・総合相談支援業務（実施）

地域におけるネットワークの構築・実態把握・総合相談支援を事業内容とし、保健医療の向上や福祉の増進を図るため、総合的な支援を目的に行います。

- ・権利擁護業務（実施）

高齢者が尊厳を持ち、安全な生活を送るために 必要な援助を行います。

- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（実施）

要支援認定を受けた方が自立できるためのプラン作成をします。

- ・地域ケア会議の充実（実施）

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を目的に、設置、運営し、年2回実施しています。

【在宅医療・介護連携の推進】

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握（実施）

地域の医療機関、介護事業者等の情報をマップ、リスト等に作成し、公開する事業です。主に、広報誌等を活用し情報の提供を行います。

- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の協議（実施）

医療関係者と介護関係者が参画する会議を開催します。医療機関が提供する介護サービスのニーズを検討し、実施の必要性を検討する為の協議の場を設置します。

- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進（実施）

地域の医療・介護関係者の体制整備を計画的に行います。認知症総合支援事業で設

置する、認知症初期集中支援チーム運営も本事業に位置付けます。

・医療・介護関係者の情報共有の支援（実施）

地域の医療・介護関係者間で情報共有できる環境整備を行います。医療機関受診時の情報共有等の既存の方法を分析し、利用者保護が図られる整備を実施します。

・在宅医療・介護連携に関する相談支援（実施）

地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を設置します。在宅医療・介護連携支援センターの機能として、小笠原村地域包括支援センターを位置付けます。

・医療・介護関係者の研修（実施）

多職種の交流、連携を目的に行います。医療関係者に介護に関する研修会、介護関係者に医療に関する研修会、多職種連携の研修を開催します。

・地域住民への普及啓発（実施）

在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催や、パンフレット作成・配布等を行います。

・在宅医療・介護連携に関する関係区市町村の連携（実施）

二次医療圏内にある市町村が連携して協議を行います。高齢者が内地医療機関等への入退院等時に医療機関及び関係市町村と連携します。

【認知症施策の推進】

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりを進めます。

・認知症初期集中支援推進事業（実施）

認知症が疑われる人、認知症の人、その家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。小笠原村認知症初期集中支援チームを設置します。

・認知症地域支援推進員等設置事業（実施）

医療機関・介護サービス事業者や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行います。小笠原村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置します。

・認知症ケア向上推進事業（実施）

認知症ケアの向上を推進するための事業を実施します。認知症の人の家族を支援する認知症カフェの実施に向けた検討会を開催します。

【生活支援体制整備事業】

住み慣れた地域で暮らしを続けるには、医療・介護サービスだけでなく、住まいや移動、食事、見守りなど生活全般に渡る支援を併せて考える必要があります。この事業では、生活支援サービスの担い手の養成や、ネットワークの構築づくりを進めます。高齢者の中からも担い手として参加すること予想され、これにより高齢者の社会参加を通じた介護予防や生きがいづくりも進めることができます。

- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置（実施）

地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を配置します。第1層（全体：市町村区域）のコーディネーターの活動として、村全体での調整を主としてコーディネーター等の役割をどのように整備するかを検討する配置を行います。第2層（日常生活圏域：父島母島別等）のコーディネーターとして地域包括支援センターに配置し資源の把握、調整、人材の育成を行います。高齢者等サポーター養成講座を行い、介護の担い手の育成事業を実施します。

- ・協議体の設置（実施）

地域ケア会議を協議体として位置付けます。

③ 任意事業

【介護給付費適正化事業】

- ・主要介護給付等費用適正化事業（調整中）
- ・介護給付費分析・検証事業（調整中）
- ・介護サービス事業者への適正化支援事業（調整中）

【家族介護支援事業】

- ・認知症高齢者見守り事業（調整中）
- ・介護教室の開催（調整中）
- ・介護自立促進事業（調整中）
- ・介護者交流会の開催（調整中）
- ・健康相談、疾病予防等事業（調整中）

【その他の事業】

- ・成年後見制度利用支援事業（調整中）
- ・地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業（調整中）
- ・福祉用具・住宅改修支援事業（調整中）
- ・認知症サポーター養成事業（調整中）
- ・介護サービスの質の向上に資する事業（調整中）
- ・高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（調整中）
- ・家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業（調整中）
- ・重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業（調整中）
- ・認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業（調整中）

（2）保健福祉事業として実施する事業

① 介護予防・生活支援事業、高齢者地域支え合い事業

高齢者が要介護状態に陥ったり状態が悪化することがないように、各種サービス事業を提供することにより、自立した生活を確保し、保健福祉の増進を図ります。

- ・ほがらかサービス（高齢者地域支え合い事業：社会福祉協議会委託）

日常生活上で簡単な援助が必要な方へのサービスです。草むしり、大きな荷物等の移動、大掃除、台風養生などの支援を行います。

- ・食事サービス（高齢者地域支え合い事業：社会福祉協議会委託）

週1回（毎土曜日）夕食の配食を行います。

- ・診療所送迎サービス（介護予防・生活支援事業：社会福祉法人明老会委託）

隔週で診療所までの送迎を行います。

- ・福祉用具貸与事業（小笠原村村民課福祉係）

要支援・要介護1の認定を受けた方等で、歩行、移動等が困難と認められた方に、介護保険に準じた福祉用具の貸与を行います。

- ・高齢者生活支援サービス事業（訪問介護事業：社会福祉法人明老会委託）

ホームヘルパーの援助を必要とする介護給付外のサービスです。平成30年3月31日で終了となる総合事業の現行訪問介護相当分を保健福祉事業として実施します。

- ・紙おむつ等の支給（介護予防・生活支援事業：社会福祉法人明老会委託）

1ヶ月3パックまで支給します。

- ・介護予防体操教室（介護予防・生活支援事業：社会福祉法人明老会委託）

健康運動指導士等が介護予防につながる体操教室を実施します。

② いきがいデイサービス

（高齢者在宅サービスセンター事業：社会福祉法人明老会委託）

介護認定で自立と判定された方や65歳以下で身体に障害をもつ方で、小笠原村が利用を認めた方に対し、各種サービス事業を提供することにより、福祉の向上を図ります。

第3章 介護保険事業費の見込み

第1節 介護給付費の見込み

(1) 第7期標準給付費

[介護給付]

(単位:円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
訪問介護	5,860,000	6,388,000	6,791,000	19,039,000
訪問入浴介護	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	361,000	489,000	616,000	1,466,000
居宅療養管理指導	242,000	485,000	727,000	1,454,000
通所介護	289,000	290,000	290,000	869,000
通所リハビリテーション	445,000	632,000	1,077,000	2,154,000
短期入所生活介護	1,758,000	2,072,000	3,141,000	6,971,000
短期入所療養介護	0	0	0	0
福祉用具貸与	2,833,000	3,359,000	4,000,000	10,192,000
特定福祉用具購入費	102,000	102,000	102,000	306,000
住宅改修費	300,000	300,000	300,000	900,000
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
居宅介護サービス計	12,190,000	14,117,000	17,044,000	43,351,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	15,069,000	17,471,000	18,887,000	51,427,000
地域密着型サービス計	15,069,000	17,471,000	18,887,000	51,427,000
介護老人福祉施設	14,731,000	14,738,000	14,738,000	44,207,000
介護老人保健施設	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
施設サービス計	14,731,000	14,738,000	14,738,000	44,207,000
居宅介護支援	5,365,000	5,553,000	5,776,000	16,694,000
小計(A)	47,355,000	51,879,000	56,445,000	155,679,000

[予防給付]

(単位:円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	1,529,000	1,529,000	2,028,000	5,086,000
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	0	0	0	0
介護予防特定福祉用具購入	102,000	102,000	102,000	306,000
住宅改修	300,000	300,000	300,000	900,000
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防サービス計	1,931,000	1,931,000	2,430,000	6,292,000
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス計	0	0	0	0
介護予防支援	415,000	415,000	674,000	1,504,000
小計(B)	2,346,000	2,346,000	3,104,000	7,796,000

[標準給付費]

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護給付費(A)	47,355,000	51,879,000	56,445,000	155,679,000
予防給付費(B)	2,346,000	2,346,000	3,104,000	7,796,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響補正係数(C)	67,300	113,962	132,794	314,056
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	108,450	238,196	346,646
総給付費(A)+(B)-(C)+(D)	49,633,700	54,219,488	59,654,402	163,507,590
特定入所者介護サービス費等給付額(D)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
補足給付の見直しに伴う財政影響補正係数(E)	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)(D)-(E)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
高額介護サービス費等給付額	700,000	700,000	700,000	2,100,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	50,000	50,000	50,000	150,000
審査支払手数料	104,500	114,000	142,500	361,000
標準給付費見込額	52,288,200	56,883,488	62,346,902	171,518,590

(2) 標準給付費の将来推計

[介護給付] (単位:円)

	平成37年度
訪問介護	7,340,000
訪問入浴介護	0
訪問看護	0
訪問リハビリテーション	1,255,000
居宅療養管理指導	1,212,000
通所介護	290,000
通所リハビリテーション	1,895,000
短期入所生活介護	5,301,000
短期入所療養介護	0
福祉用具貸与	5,586,000
特定福祉用具購入費	102,000
住宅改修費	300,000
特定施設入居者生活介護	0
居宅介護サービス計	23,281,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
夜間対応型訪問介護	0
認知症対応型通所介護	0
小規模多機能型居宅介護	0
認知症対応型共同生活介護	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0
看護小規模多機能型居宅介護	0
地域密着型通所介護	22,026,000
地域密着型サービス計	22,026,000
介護老人福祉施設	14,738,000
介護老人保健施設	0
介護医療院	0
介護療養型医療施設	0
施設サービス計	14,738,000
居宅介護支援	8,943,000
小計(A)	68,988,000

[予防給付] (単位:円)

	平成37年度
介護予防訪問入浴介護	0
介護予防訪問看護	0
介護予防訪問リハビリテーション	0
介護予防居宅療養管理指導	0
介護予防通所リハビリテーション	2,294,000
介護予防短期入所生活介護	0
介護予防短期入所療養介護	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0
介護予防福祉用具貸与	0
介護予防特定福祉用具購入	102,000
住宅改修	300,000
介護予防サービス計	2,696,000
介護予防認知症対応型共同生活介護	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0
介護予防認知症対応型通所介護	0
地域密着型介護予防サービス計	0
介護予防支援	1,089,000
小計 (B)	3,785,000

[標準給付費]

	平成37年度
介護給付費(A)	68,988,000
予防給付費(B)	3,785,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響補正係数(C)	194,313
消費税率等の見直しを勘案した影響額(D)	291,092
総給付費(A)+(B)-(C)+(D)	72,869,779
特定入所者介護サービス費等給付額(D)	1,800,000
補足給付の見直しに伴う財政影響補正係数(E)	0
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)(D)-(E)	1,800,000
高額介護サービス費等給付額	800,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	80,000
審査支払手数料	171,000
標準給付費見込額	75,720,779

第2節 地域支援事業費の見込み

地域支援事業の費用額として見込む額は、各年度の保険給付費見込み額に、政令で定める率を乗じて得た額が上限額として設定されています。

本計画において地域支援事業は、総合事業、包括的支援事業、任意事業に大別されるなかで、地域包括支援センターで運営・管理される事業が中心となります。故に地域支援事業に要する費用として、地域包括支援センター運営に要する費用を設定しています。

(1) 地域支援事業費の見込み

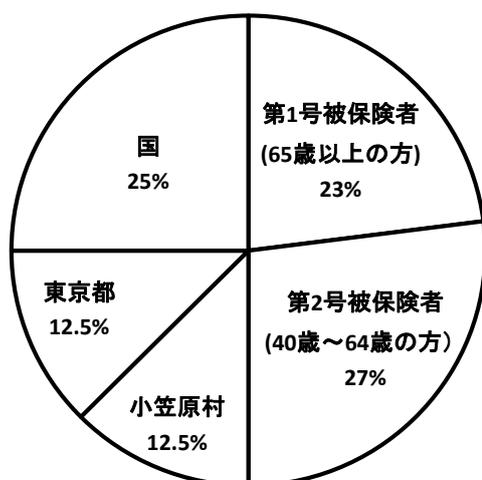
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防事業	974,000	974,000	974,000	2,922,000
包括的支援事業	6,209,000	6,209,000	6,209,000	18,627,000
合計	7,183,000	7,183,000	7,183,000	21,549,000

(2) 地域支援事業費の将来推計

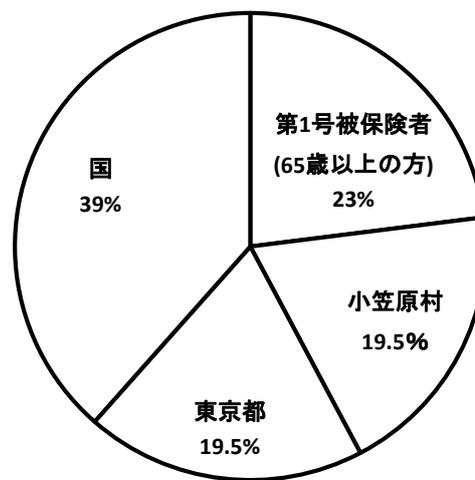
	平成37年度
介護予防事業	974,000
包括的支援事業	6,878,000
合計	7,852,000

(3) 地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活 支援総合事業



包括的支援事業・ 任意事業



第3節 第7期第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者介護保険料について、人口推計、介護サービス総費用の見込みなどをもとに、国の示した推計手順に沿って試算しました。

(1) 第1号被保険者介護保険料の算出

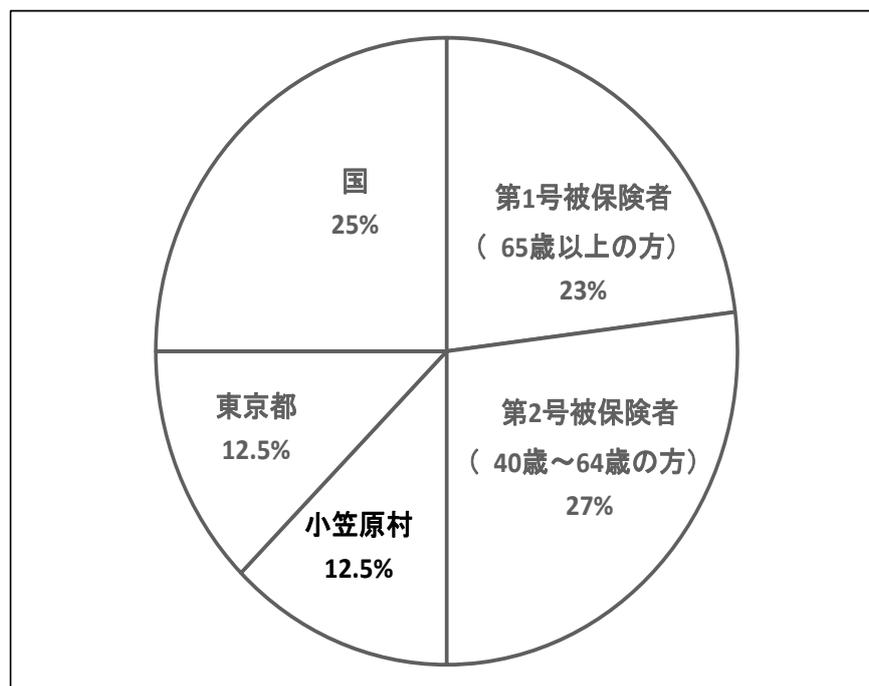
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者	402人	416人	432人	1,250人
前期	269人	279人	290人	838人
後期	133人	137人	142人	412人
所得段階別被保険者数				
第1段階	89人	92人	98人	279人
第2段階	29人	31人	32人	92人
第3段階	25人	25人	26人	76人
第4段階	26人	26人	26人	78人
第5段階	21人	22人	25人	68人
第6段階	77人	78人	78人	233人
第7段階	34人	37人	38人	109人
第8段階	38人	40人	42人	120人
第9段階	63人	65人	67人	195人
合計	402人	416人	432人	1,250人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	430人	446人	461人	1,337人
標準給付見込額	52,288,200円	56,883,488円	62,346,902円	171,518,590円
地域支援事業費	7,183,000円	7,183,000円	7,183,000円	21,549,000円
第1号被保険者負担分相当額	13,678,376円	14,735,292円	15,991,877円	44,405,545円
調整交付金相当額	2,663,110円	2,892,874円	3,166,045円	8,722,030円
調整交付金見込交付割合	0.00%	0.00%	0.00%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.3812	1.4067	1.4246	
所得段階別加入割合補正係数	1.0705	1.0706	1.0663	
調整交付金見込額	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額				0円
財政安定化基金拠出率	0.00%			
財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
準備基金残高(29度末見込み)				59,290,524円
準備基金取崩額				0円
保険料収納必要額				53,127,575円
予定保険料収納率	98.18%			
保険料(年額)				40,488円
保険料(月額)				3,374円

(2) 保険料のしくみ

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費で、残り半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第6期の第1号被保険者の負担率は22%でしたが、第7期は高齢者数の増加により23%に改正されることが予定されています。

【介護保険サービスの財源構成（第7期見込み）】



(3) 保険料の算出手順

① 保険料収納必要額の算出

$$\begin{aligned} & \text{保険料収納必要額} \\ & 53,127,575 \text{ 円} \\ & = \left(\begin{array}{l} \text{標準給付見込額} \\ 171,518,590 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域支援事業費} \\ 21,549,000 \text{ 円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担割合} \\ 0.23 \end{array} \\ & + \begin{array}{l} \text{調整交付金相当額} \\ 8,722,030 \text{ 円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金見込額} \\ 0 \text{ 円} \end{array} \\ & + \begin{array}{l} \text{財政安定化基金拠出金} \\ 0 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{財政安定化基金償還金} \\ 0 \text{ 円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{準備基金取崩額} \\ 0 \text{ 円} \end{array} \end{aligned}$$

② 保険料月額算出

$$\begin{aligned} & \text{第7期保険料基準額(月額)} \\ & 3,374 \text{ 円} \\ & = \begin{array}{l} \text{保険料収納必要額} \\ 53,127,575 \text{ 円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ 98.18\% \end{array} \\ & \div \begin{array}{l} \text{所得段階別加入割合補正後} \\ \text{第1号被保険者数} \\ 1,337 \text{ 人} \end{array} \div 12 \text{ ヶ月} \end{aligned}$$

(4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者介護保険料については、算出した保険料(月額)「3,374円」を基準額とし、負担能力に応じた次の9段階に設定しました。また、第1段階においては、さらなる保険料の軽減を行い、その軽減分は公費により補填します。

各段階の月額保険料は、介護保険料基準額(月額)「3,374円」に12ヶ月と、各段階の料率を乗じて、1円未満の端数を切り捨てたものです。月額は参考表示で、年額を12ヶ月で割ったものです。

保険料段階	対象者	基準額に対する乗率	月額保険料(月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	20,244円 (1,687円)
	・村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	平成30年度～ 基準額×0.45	18,219円 (1,518円)
第2段階	・村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.75	30,366円 (2,530円)
第3段階	・村民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得+年金収入額が120万円を超えている方	基準額×0.75	30,366円 (2,530円)
第4段階	・村民税世帯課税、本人非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.9	36,439円 (3,036円)
第5段階	・村民税世帯課税、村民税本人非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円を超えている方	基準額×1.00	40,488円 (3,374円)
第6段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	48,585円 (4,048円)
第7段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が120万円以上、200万円未満の方	基準額×1.30	52,634円 (4,386円)
第8段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が200万円以上、300万円未満の方	基準額×1.50	60,732円 (5,061円)
第9段階	・村民税本人課税で、被保険者本人の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	68,829円 (5,735円)

(5) 第1号被保険者介護保険料の将来推計

		平成37年度	
第1号被保険者		483人	
	前期	304人	
	後期	179人	
	所得段階別被保険者数		
	第1段階	120人	
	第2段階	36人	
	第3段階	31人	
	第4段階	33人	
	第5段階	30人	
	第6段階	98人	
	第7段階	42人	
	第8段階	47人	
	第9段階	76人	
	合計	513人	
所得段階別加入割合 補正後被保険者数		542人	
標準給付見込額		75,720,779円	
地域支援事業費		7,852,000円	
第1号被保険者負担分相当額		20,893,195円	
調整交付金相当額		3,834,739円	
調整交付金見込交付割合		1.00%	
	後期高齢者加入割合補正係数	1.5563	
	所得段階別加入割合補正係数	1.0592	
調整交付金見込額		0円	
財政安定化基金拠出金見込額		0円	
財政安定化基金拠出率		0円	
財政安定化基金償還金		0円	
準備基金残高		56,062,024円	
準備基金取崩額		3,228,500円	
保険料収納必要額		21,499,434円	
予定保険料収納率		98.00%	
保険料(年額)		40,488円	
保険料(月額)		3,374円	

7期計画改定における国の指針に基づき、平成37年度の介護サービスの見込量や給付費、保険料の水準等の将来推計を実施しました。推計される保険給付費は、被保険者数の増加から、増加する傾向にある点と、保険料増加による被保険者の経済不安が、介護保険制度への負担増とならないように、準備基金を活用し、保険料水準を第7期から維持する方向性の基、推計しております。実推計は第8期、第9期の事業計画改定時に議論することとなります。

第4節 介護給付適正化計画について

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

村内では村と社会福祉法人明老会によるサービスが提供されていることにより、内地と同様な適正化は馴染みませんが、1村2島の地理的環境からサービス利用の平準化・平等性を保つことを目標に適正化に取り組みます。

介護給付適正化に関する目標値等の設定

検証	要介護認定事務は、住所地特例者等を除き、村職員による訪問調査が実施されている。サービス事業者は、村内には1事業者しかいないため、サービスの平等性が維持されている。
現状と課題	平成28年度から居宅介護支援事業者を社会福祉法人明老会へ委託したことに伴い、サービスの解釈を含め、平準化・平等性を保つことが必要となる。平成29年度は、地域包括支援センターにおいて、解釈等の確認を中心に勉強会等を実施した。第7期において介護給付適正化主要5事業を中心に目標値を設定する。
取組方針と目標	<p>① 要介護認定の適正化 方針：全国一律の基準に基づいた要介護認定が適正に実施される。 目標：審査判定の傾向や特徴を把握する。</p> <p>② ケアプランの点検 方針：介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。 目標：ケアプラン点検を父島・母島で2件ずつ実施し、介護支援専門員への助言等を行い、点検後の経過を把握する。</p> <p>③ 住宅改修・福祉用具購入の点検 方針：受給者の実態にそぐわない不適切または不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を排除し、適切な住宅改修及び福祉用具購入・貸与などの給付がなされる。 目標：利用者の身体状況等を踏まえた適切な利用となるよう、福祉用具については状態に応じた利用を進め、住宅改修については事業者に対して普及啓発を図る。</p>

④ 縦覧点検・医療情報との突合

方針：報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。

目標：国保連処理対象外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。

⑤ 介護給付費通知

方針：受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する。

目標：受給者にとって分かりやすく、効果的な給付費通知となるよう検討する。

⑥ 給付実績の活用

方針：国保連合会における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の育成を図る。

目標：給付実績の活用において活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用していく。

【参考資料】

(1) 小笠原村介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 国が定める基本指針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な運営に関する小笠原村介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定を目的として、小笠原村介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は事業計画策定に関し、次に掲げる事項を検討する。

- ① 介護給付等対象サービスの必要量の検証及び推計
- ② 介護給付対象サービスの円滑な提供を図る為の方策
- ③ 介護保険事業量の検証及び推計
- ④ その他必要な事項

(構成及び委員への報酬等)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員は村長が委嘱又は任命する。
- 3 委員への報酬及び旅費に関しては支給しない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第7期事業計画策定までとする。

- 2 欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、村民課長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は父島、母島別に会議を招集することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する者が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、第3条に定める者のほか必要と認める者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は委員会が定める事項について調査、検討する。
- 3 専門部会の専門部会長及び専門部会委員は、委員会の委員の内から委員長が指名する。
- 4 専門部会長は、専門部会の会議を主催する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長が指定する者が、その職務を代理する。

(専門部会の招集)

第8条 専門部会は専門部会長が招集する。

- 2 専門部会長は、必要があると認められたときは、関係者に専門部会への出席を求め、

その意見を聞くことができる。

3 委員長は、専門部会に出席し、発言することができる。

(会議の公開)

第9条 委員会及び専門部会の会議は公開で行う。但し、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は村民課住民係において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表)

	職
委員長	村民課長
副委員長	医療課長
委員	小笠原支庁総務課長
委員	島しょ保健所小笠原出張所副所長
委員	小笠原村社会福祉協議会事務局長
委員	社会福祉法人明老会施設長
委員	父島民生委員代表
委員	父島クラブ代表
委員	母島支所長
委員	母島民生委員代表
委員	母島クラブ代表

(2) 小笠原村介護保険事業計画策定委員会名簿

	氏名	所属
委員長	村井 達人	村民課長
副委員長	佐々木 英樹	医療課長
委員 (父島)	濱中 哲彦	小笠原支庁総務課長
	佐藤 正子	島しょ保健所小笠原出張所副所長
	斎藤 実	小笠原村社会福祉協議会事務局長
	根本 洋幸	社会福祉法人明老会施設長
	山田 捷夫	父島民生委員代表
	片股 敬昌	父島クラブ代表
(母島)	湯村 義夫	母島支所長
	菊池 峰子	母島民生委員代表
	小松 広子	母島クラブ代表

事務局

	氏名	所属
介護保険事業計画 策定委員会事務局	浅賀 享平	村民課住民係長
	守山 典子	村民課住民係主査
地域包括支援センター 運営協議会事務局	嶋 太郎	村民課福祉係長
	亀山 祐子	村民課福祉係主査

第7期小笠原村介護保険事業計画

平成30年3月

編集：小笠原村村民課

小笠原村父島字西町

TEL 04998-2-3111
